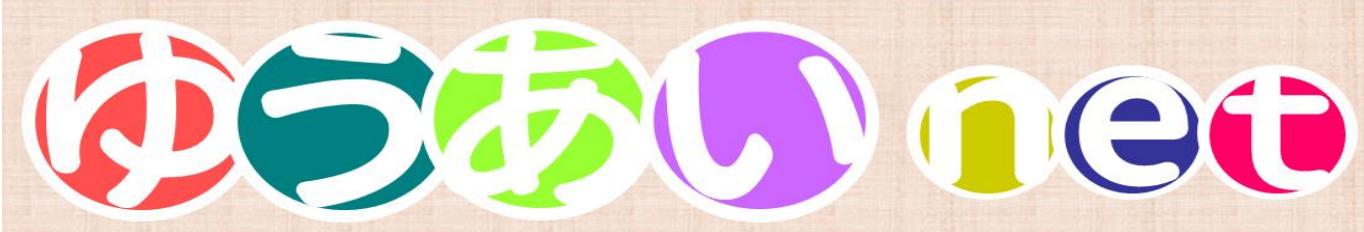


佐賀県の視覚障害教育を結ぶ



秋を飛び越えて、季節は急に冬になりました。教室に日が差し込むようになり、視力の弱い児童生徒は、まぶしさを感じているかもしれません。また、黒板などに反射すると見えにくくなりますので、カーテンやブラインドで光の調節等の配慮をお願いします。

入学試験等における配慮について

【大学入学共通テストについて】

大学入学共通テストの配慮は様々な試験等の基準的な位置づけではないかと思われます。令和7年度大学入学者選抜に係る大学入学共通テストの「受験上の配慮案内〔障害等のある方への配慮案内〕」は、独立行政法人大学入試センターのホームページからダウンロード可能です。受験上の配慮案内の中には「3-1主な配慮事項」や「4-1各区分の主な配慮内容」が明記されています。配慮事項は、必要に応じて申請します（診断書が必要）。障害等の程度や希望する配慮事項によっては、大学入試センターから追加で書類等の提出を求められる場合もあるそうです。また、希望する配慮事項によっては審査に時間がかかる場合もあるため、受験上の配慮を希望する場合は、できるだけ出願前の申請（令和7年度の場合の申請期間：8月1日～9月24日消印有効）が必要です。以下は、主な配慮事項の中から視覚に関する事項を抜き書きしました。ぜひ、ホームページでご確認ください。

○解答方法や試験時間に関する配慮

- ・文字解答、チェック解答：試験時間1.3倍に延長又は延長なし
- ・点字解答：試験時間1.5倍に延長

○試験室や座席に関する配慮

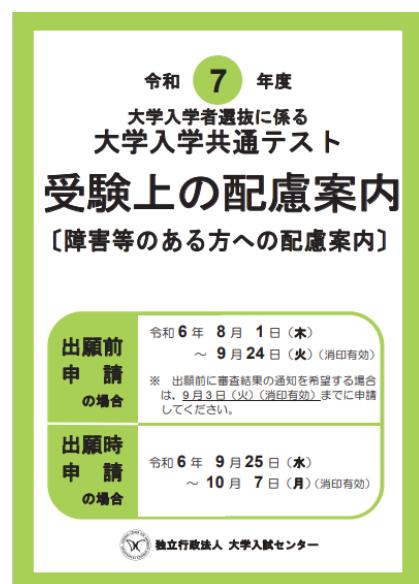
- ・1階orエレベーター利用可能な試験室で
- ・洋式トイレor障害者用トイレに近い試験室で
- ・窓側の明るい座席
- ・座席を前列に
- ・座席を試験室の出入口に近いところに指定
- ・別室の設定

○持参して使用するものに関する配慮

- ・拡大鏡等（拡大読書器を含む）の持参使用
- ・照明器具の持参使用
- ・特製机・椅子の持参使用

○その他の配慮

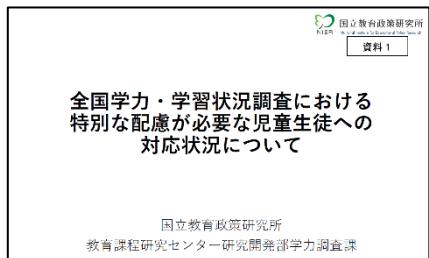
- ・拡大文字問題冊子（14ポイント・22ポイント）の配布



- ・照明器具の試験場側での準備
 - ・試験室入口までの付添者同伴
 - ・特製机・椅子の試験場側での準備
 - ・照明の調節可能な試験室での受験
 - ・シールや付箋紙の持参使用
 - ・「最後列」や「試験室正面に向かって左側」などの座席位置の指定

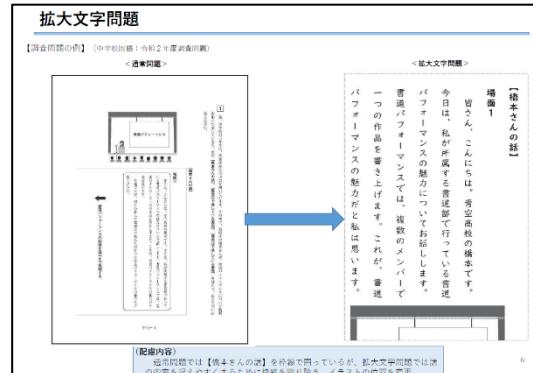
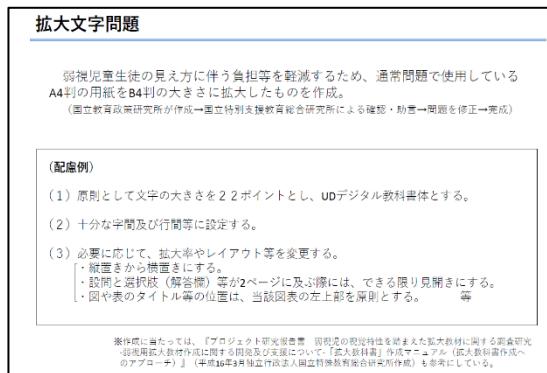
例えば、マークシートにマークすることが難しい場合、文字解答は、記入欄に直接文字や数字を記入してよい、チェック解答は、選択肢の数字をチェックしてよいという配慮です。また、一般の問題冊子(B5判、10ポイント)では文字等を読み取ることが難しい場合、文字の大きさが異なる二つの種類(14ポイント・22ポイント)の拡大文字問題冊子から選択できます。ただし、22ポイントの問題冊子は、一般問題冊子や14ポイントの問題冊子とレイアウト等が異なります。大学入試センターのホームページ(裏表紙)にあるサンプルを確認してください。

【全国学力・学習状況調査について】



それでは全国学力・学習状況調査の配慮はどうなっているのでしょうか。国立教育政策研究所が出している資料から見てみます。

全国学力・学習状況調査では視覚障害がある児童生徒への配慮としては点字問題の提供と拡大問題の提供があります。ここでは拡大問題について取り上げます。



まず、配慮については「各学校の判断により、当該児童生徒の障害の種類や程度に応じて、調査時間の延長、点字・拡大文字・ルビ振り問題用紙の使用、代筆解答用紙の使用、別室の設定などの配慮を可能とする」となっています（令和6年度全国学力・学習状況調査に関する実施要項：文部科学省）。

大学入学共通テストと違って診断書などは必要なく、学校の判断で配慮ができるということです。

拡大問題の文字の大きさは22ポイント、フォントはUDデジタル教科書体になっています。また、通常はA4ですが、B4の大きさになっています。また、字間や行間、図などのレイアウトも変更されています。

試験時間についての具体的な指示はありません。学校判断で延長なしから適切な時間延長まで配慮が可能となっています。

【高等学校の入学試験、入学検査について～佐賀県の場合～】

令和7年度佐賀県立高等学校入学者選抜実施要項によると、「身体等に障害があるため、受検の際に特別の措置が必要な志願者への対応については、志願者が在籍する中学校長、受検予定先の高等学校長、佐賀県教育委員会が協議して決定します」とあり、事前に受検時の配慮についての調査も行われ、それをもとに協議が行われます。配慮として、別室での受検及び座席配置、ルーペ等機器の検査会場への持ち込み、問題冊子・解答用紙の拡大やルビ振り、面接時の配慮（個別面接や筆談等）、介助のための担当職員の配置などが想定されます。これらの配慮は、中学校で継続的に行われている実態が必要で、受検のときのみ希望しても難しいようです。また、配慮希望は個別に検討され、前例は踏襲されないということです。つまり、現在、学校で行っている配慮との整合性を考えていただくことが重要になります。

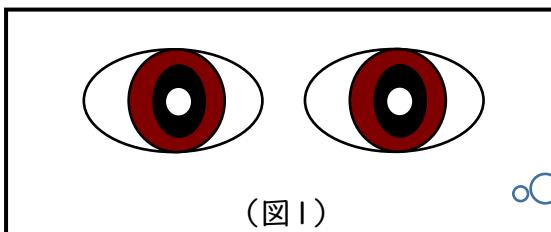
例えば、学校のテストで、拡大文字30ポイントに慣れていたら、共通テストの22ポイントは読みにくいかかもしれません。本人が困らないためには、必要な情報を確認し、弱視レンズなどを使い自分で文字を拡大できる力を身につけたり、22ポイントでも読めるような練習をしたりする自立活動の学習が必要となるでしょう。

児童生徒本人が、自分にはどういう配慮が必要かを把握し、それらを伝えられるようになる学習は重要です。特に高校生は、受験までは学校が手伝ってくれることもあるかもしれません、大学入学後は、授業やテストにおける配慮申請は、本人が行わなければなりません。その時に急に困らないですむように、今のうちに自分の見え方やそれに伴う配慮などをしっかり把握し、まわりに伝えられるよう「習慣化」を目指しましょう。

試験における配慮は、学力を適正に測るために必要なものです。見えにくさのある児童生徒は、配慮があると学力以前の不利を補うことができます。そのため、決してマイナスイメージの「特別扱い」ではなく、むしろ「特別な配慮」は当たり前に必要！と、プラスイメージを児童生徒たちにも伝えていただければと思います。

斜視について

通常の場合、視線は両眼とも同じ方向に向かっています（図1）。

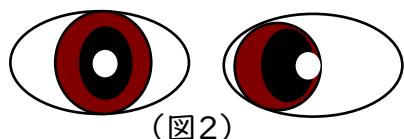


瞳孔（黒いひとみ）の中の白い丸は、ペンライトなどの小さい光を当てた時、光って見える位置を示します。

斜視とは、右眼と左眼の視線が違う場所に向かっている状態です。

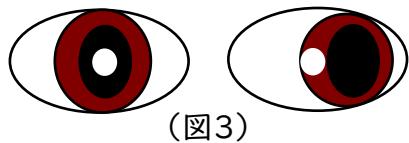
視線がずれている状態を偏位といいます。この偏位の方向によって、内斜視（図2）、外斜視（図3）、上下斜視、回旋性斜視などがあります。

【内斜視】



左右どちらかの視線が内側に向かっている状態

【外斜視】



左右どちらかの視線が外側に向かっている状態

斜視では、両眼視機能(ものを両方の眼で立体的に見る力)がうまく働かず、立体感や奥行き感が低下します。特に幼少期に斜視があると、両眼視機能が育たなかったり、弱視になったりすることもあります。

大人でも、糖尿病や脳の異常、頭部のけがなどによって、急に斜視が起こることがあります。そして、多くの場合、ものが二重に見える複視が現れます。

このように、斜視は見た目の問題だけでなく見え方の問題をあわせもっています。

斜視の原因については、眼を動かす筋肉や神経の異常によるもの、遠視によるもの、眼や脳などの病気によるものとされています。

斜視の治療については年齢や斜視の状態などにより、眼鏡やコンタクトを使用するものやアイパッチなどをするもの、両眼視の機能訓練、そして手術などがあります。

前述したように、幼少期の斜視はその後の見え方に大きく関わるので、早期に治療する必要があると言われています。学童期以降では外見上の問題や眼の位置がずれていることによる眼の疲れや複視の症状を軽くするための治療となることが多いようです。

佐賀県立盲学校

電話 (0952) 23-4672

FAX (0952) 25-7044

代表メール mougakkou@education.saga.jp

お気軽に御連絡ください。巡回相談の依頼も受け付けています。